

全国人権擁護委員連合会では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定めており、その期間中、世界人権宣言の趣旨およびその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、各種啓発活動を行っています。

雄武町人権擁護委員協議会では、期間中、特設人権心配ごと相談所を設けます。

特設人権心配ごと相談所について



社会福祉

☎ 0158-23・2696

問 自衛隊旭川地方協力本部紋別地域事務所

◎ 一般曹候補生

受験資格 18歳以上33歳未満の男女

募集期間 11月30日(木)まで

試験日 12月9日(土)・14日(木)のうち指定する1日

◎ 自衛官候補生(陸・海・空自衛隊)

受験資格 18歳以上33歳未満の男女

募集期間 年間を通して募集

試験日 毎月実施



募 集

自衛官募集について

11月は児童虐待防止推進月間

「あなたしか 気づいてないかも そのサイン」

○児童虐待とは

親など現に子どもを監護している保護者が、子どもに対して身体的な危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないこと、言葉によるおどかしや拒否的な態度をとったり、わいせつな行為をすること(させること)などによって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長、発達を損なう行為をいいます。

○なぜ体罰や暴言をしてはいけないのか

北朝鮮人権侵害問題啓発パネル展

雄武町人権擁護委員協議会では、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日から16日)に向けた取り組みとして、北朝鮮人権侵害問題啓発パネル展を開催します。

開催期間 12月4日(月)～10日(日)

開催場所 町民センターロビー

問 雄武町人権擁護委員協議会事務局 (福祉給付課社会福祉係)

開設します。人権問題でお悩みの人はご相談ください。相談は無料、秘密は厳守されます。

開設日時 12月4日(月) 13時～15時

開設場所 役場庁舎別館中会議室

問 雄武町人権擁護委員協議会事務局 (福祉給付課社会福祉係)



★ 制度内容

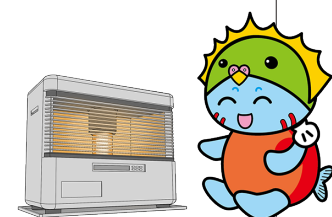
灯油などの購入費を助成するため、1世帯につき2万円分の助成券を交付します。対象世帯は次のとおりです。

★ 対象世帯

11月1日時点で雄武町に住んでいる **町民税非課税世帯** の内、次の①～⑤のどれかに当てはまる世帯

- ・70歳以上の人だけで住んでいる世帯
- ・身体障害者手帳(1級または2級)を持っている人がいる世帯
- ・療育手帳(A判定)を持っている人がいる世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳(1級)を持っている人がいる世帯
- ・誕生日が平成17年4月2日以降の児童を養育しているひとり親世帯

※生活保護世帯は対象外



★ 申請期間・場所

申 請 期 間	申 請 場 所
11月10日(金)～令和6年2月29日(木)	役場庁舎別館(社会福祉係)
11月15日(水) 9時30分～11時30分	日の出寿の家
11月15日(水) 13時30分～15時30分	幌内歴史と生活の家「まちの喫茶店」併設
11月16日(木) 9時30分～11時30分	音稲府地域住民センター「まちの喫茶店」併設
11月16日(木) 13時30分～15時30分	沢木住民センター「まちの喫茶店」併設

※「まちの喫茶店」は参加無料です。詳細については地域包括支援センター(☎0158-84-4495)まで問い合わせください。

★ 助成券の使用期限

令和6年3月20日(水)まで

問 福祉給付課社会福祉係
☎ 0158-84-2023



安 全

「アラート伝達試験」について

地震・津波などの災害情報や武力攻撃などの国民保護情報の発信時に備え、全国瞬時警報システム(アラート)の全国一斉情報伝達試験が次のとおり行われます。

この試験は、全国瞬時警報システム(アラート)を用いた試験で、雄武町以外の地域でも、全国でさまざまな手段を用いて情報伝達試験が行われます。

試験日時 11月15日(水) 11時

内容 防災行政無線から次のように放送されます。

「ピンポンパンポン(チャイム音)」
「これは、アラートのテストです」
(3回繰り返す)

「こちらは、防災おうむです」
「ピンポンパンポン(チャイム音)」

※災害などが発生した場合や、そのおそれのある場合は試験を中止することがあります。

問 住民生活課住民活動係